

中央環境審議会大気環境部会有害大気汚染物質排出抑制専門委員会の存続について

「今後の中央環境審議会の運営等のあり方について（提言）（鈴木会長報告）」（第18回中央環境審議会総会（平成24年11月19日）資料2）において、「一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とすることとし、具体的に、現在2年以上開催実績のない小委員会、専門委員会については、次回の各部会において廃止の手続きをする。」こととされたところである。

有害大気汚染物質排出抑制専門委員会については、平成21年4月に開催して以降2年以上開催実績がないが、有害大気汚染物質の常時監視の測定地点の配置見直し等について、来春にも審議していただく予定であることから、本専門委員会を存続させることとしたい。

今後の中央環境審議会の運営等のあり方について（提言） （鈴木会長報告）

【1. 背景】

中央環境審議会は、平成5年の環境基本法の施行に伴い、それまでの中央公害対策審議会を改組して設置された。

平成13年の中央省庁等再編に伴う環境省設置に併せて、環境庁時代の中央環境審議会、自然環境保全審議会、瀬戸内海環境保全審議会に加え、総理府の動物保護審議会、厚生省の生活環境審議会廃棄物処理部会の5つの審議会を統合して、新たな中央環境審議会（以下「審議会」という。）が発足した。

現在、15部会において鋭意調査審議を行い、環境大臣等からの諮問に応じ、また審議会自らも意見具申を行っているところである。

環境基本法施行から20年弱、新たな審議会が発足し10年余が経過し、地球環境問題の高まりや、昨年の中東大震災を受けた新たな環境問題の対応など昨今の環境行政を取り巻く状況も大きく変化してきている。本年4月の第17回総会において、今後の審議会の運営等のあり方について議論され、これを踏まえて各部会長と意見交換を行ったところである。

【2. 論点】

総会における議論や各部会長との意見交換を通じて、審議会の運営等について以下のような問題提起や提案がなされた。

（1）部会の議論の活性化

所属委員数の多い部会は、時間の制約から各委員が1回程度の発言機会しかなく、委員相互間の活発な議論が行われない状況にある。特に、合同部会は委員数が多くその傾向が強いとの指摘があった。

（2）部会間の議論の調整

複数の部会に関係するような課題をどの部会で議論すべきかという手続的な問題に加えて、一方の部会長が、関連する他の部会における議論の進捗状況がわからないと議論を進めにくいとの課題もある。

例えば、化学物質の問題は非常に多くの部会に関連するが、化学物質施策全体の議論はどの部会でもできていないとの指摘があった。

この点について、部会をもっと大括りに再編し、効果的・効率的に議論ができる仕組みにしてはどうかとの提案があった。

(3) 小委員会、専門委員会の整理見直し

小委員会には、定型的な判定や審査を行うものと環境政策の提案を行うものがあるが、部会と小委員会の役割分担をどう整理すべきかの問題提起があった。

また、過去に設置されたが、長く開催されていない小委員会や専門委員会は廃止することとし、一定期間開催されていないものは、自動的に整理される仕組みにしてはどうかとの提案があった。

【3. 提 言】

上記の意見を踏まえ、来年1月からスタートする新たな審議会においては、新しいニーズに的確に対応した実質的な審議を行うためにも、その運営について、以下の事項について見直しを図るべきであり、そのために必要な議事運営規則の改正その他の制度的な措置を講ずるべきである。

(1) 部会の統廃合

関連の深い議案を審議する部会の統合を図る。具体的には、次の各部会は、次期の審議会において統合するものとする。また、審議を終了した21世紀環境立国戦略特別部会は廃止する。

- ・ 廃棄物・リサイクル部会と循環型社会計画部会の統合
- ・ 環境保健部会と石綿健康被害判定部会の統合
- ・ 水環境部会と瀬戸内海部会の統合
- ・ 21世紀環境立国戦略特別部会の廃止

(2) 機動的な審議

二以上の部会の所掌に係る議案を審議する場合において、より迅速かつ機動的に調査審議を行うために、会長が適当な一の部会を指定して調査審議をできるようにする。

(3) 議論の活性化(部会所属委員の削減)

各部会における活発な審議を促進する観点から、次期委員の選定において、一部会当たりの構成委員数をできる限り抑制する。

(4) 部会間の連携の促進

関わりの深い部会間の議論の進捗等を共有する観点から、一方の部会長や主要な委員が、他方の部会に所属し、あるいは議論に参加するなど、適切な連携が図られるよう工夫を行う。

(5) 小委員会、専門委員会の整理見直し

一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とすることとし、具体的に、現在2年以上開催実績のない小委員会、専門委員会については、次回の各部会において廃止の手続きをする。

(6) 総会における議論の活性化

社会経済の変化に応じた環境政策全体の方向性を審議するため、総会における議論をより活性化する。審議会としての大所高所からの考え方をとりまとめるとともに、そのために必要に応じて機動的に少人数の委員による非公式な議論の場を設けることとする。

以 上

中央環境審議会大気環境部会の小委員会の設置及び運営方針について

平成22年7月28日
大気環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会大気環境部会に置く小委員会に
ついて次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会大気環境部会に、自動車排出ガス総合対策小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2 小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。
- 3 小委員会の決議は、部会長の同意を得て、大気環境部会の決議とすることができる。
- 4 中央環境審議会大気環境部会長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 小委員会に、自動車排出ガス総合対策小委員会委員長（以下「小委員長」という。）を置く。
- 6 会議について
 - (1) 会議の公開について
 - ① 小委員会は原則として公開とするものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長は、小委員会を非公開とすることができる。
 - ② 小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。
 - (2) 代理出席について
代理出席は認めない。欠席した委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に対しては、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。
- 7 会議録等の公開について
 - (1) 公開した小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著し

い支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、小委員長は、「委員等限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。

- (2) 会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。
- (3) 公開した会議以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (4) 議事要旨は、事務局において作成し、小委員長の了承を得て公開するものとする。
- (5) 議事録、資料及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。

8 その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定める。

中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置について

| | | |
|-------|--------|------|
| 平成13年 | 3月19日 | 部会決定 |
| 平成16年 | 7月1日 | 改正 |
| 平成16年 | 9月30日 | 改正 |
| 平成17年 | 10月7日 | 改正 |
| 平成20年 | 1月29日 | 改正 |
| 平成20年 | 6月13日 | 改正 |
| 平成20年 | 12月19日 | 改正 |
| 平成22年 | 3月23日 | 改正 |
| 平成24年 | 5月18日 | 改正 |

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会について次のとおり決定する。

- 1．中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。

健康リスク総合専門委員会

有害大気汚染物質排出抑制専門委員会

自動車排出ガス専門委員会

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会

石綿飛散防止専門委員会

- 2．健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。
- 3．有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
- 4．自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。
- 5．揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

6．石綿飛散防止専門委員会においては、石綿の飛散防止に関する専門の事項を調査する。

7．部会に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。

小委員会・専門委員会の開催状況

| 委員会名 | 設置年月 | 直近開催日 | 過去の開催回数 | 見直し案 |
|-------------------|----------|-----------|---------|------|
| 自動車排出ガス総合対策小委員会 | H22.7.28 | H24.11.21 | 7回 | 存続 |
| 自動車排出ガス専門委員会 | H13.3.19 | H24.6.27 | 51回 | 存続 |
| 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会 | H13.3.19 | H21.4.21 | 13回 | 存続 |
| 健康リスク総合専門委員会 | H13.3.19 | H24.10.15 | 13回 | 存続 |
| 揮発性有害化合物排出抑制専門委員会 | H16.7.1 | H24.10.11 | 17回 | 存続 |
| 石綿飛散防止専門委員会 | H24.5.18 | H24.12.5 | 8回 | 存続 |